

障害者自立支援機器等開発促進事業公募要項（別添）  
（実施団体の公募）

本事業は、障害者の自立や社会参加の促進の観点から、マーケットが小さく、事業化や実用的製品化が進まない障害者自立支援機器について、障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングを図りながら、開発を行う企業等が障害当事者と連携して開発する取組に助成を行い、適切な価格で障害者が使いやすい機器の製品化・普及を図ることを目的に実施するものである。

平成 28 年度からは、厚生労働省が事業を実施する団体（以下、「実施団体」という。）を公募し、実施団体が開発を行う企業（以下、「開発機関」という。）を選定することとしており、今回は、平成 29 年度の実施団体の公募を行うものである。

なお、この公募は、平成 29 年度予算の成立に先立って行われるものであるため、実施団体の決定は、予算成立後となるので、ご留意いただきたい。

## 1 応募資格（実施主体）

障害者自立支援機器（以下、「支援機器」という。）の実用的製品化開発及び普及に関して知見を有している法人格を有する団体（国及び地方公共団体を除く。）であって、事業を行う能力および体制を有し、その経理が明確かつ経営の安定性が確保されている団体。

## 2 事業内容

以下の（１）及び（２）に掲げる事業を行う。

### （１）障害者自立支援機器等開発促進事業

障害者によるモニター評価や、障害者の障害、生活環境等について知見のある専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士などの医療福祉専門職（以下、医療福祉専門職）という。）による助言等を義務付けた支援を行うことで、開発機関が障害当事者と連携して、障害者にとって使いやすく適切な価格で販売される支援機器の実用的製品化開発を促進する、以下を実施する。

- ① ユーザー側のニーズや開発側のシーズなどの情報収集・発信
- ② 開発機関に対する実用的製品化支援

開発機関の選定、開発機関に補助する事業（進捗状況の把握、開発機関に対する助言、モニター評価や医療福祉専門職による助言のための支援、フォローアップなど）

## (2) シーズ・ニーズマッチング強化事業

障害者のニーズに沿った機器開発を促進する観点から、開発機関や研究者（以下、「開発側」という。）が持つ「シーズ」と、障害者や福祉事業所の職員等（以下、「ユーザー側」という。）が持つ「ニーズ」のマッチングを目的とした支援機器に関する交流会（以下「交流会」という。）を企画し、以下を実施する。

- ① シーズ・ニーズマッチング交流会等の開催
- ② 交流会開催後のフォローアップ
- ③ 支援機器の活用や製品化の把握
- ④ その他、必要な支援

## 3 応募に関する諸条件等

### (1) 障害者自立支援機器等開発促進事業について

#### ① 開発対象テーマについて

別表1で定める「開発対象テーマ」について、事業を実施するものとする。

なお、事業の実施状況等を踏まえ、厚生労働省と協議の上、必要なテーマを追加することができるものとする。

#### ② 開発内容について

別表2に示す参考事例を参考にするものとする。

#### ③ 開発機関の選定等について

ア 実用的製品化に向けた開発に当たっては、開発機関を公募することとし、明確な選定基準を定め、厚生労働省と連携を図りながら、各分野の専門的知見を有する外部の委員により構成される「審査委員会」を開催し、決定すること。

イ 1件当たり補助上限額は1千万円、15件以上の選定を目安とすること。また、補助対象期間は、1件あたり最長3年間とする。

ただし、複数年にわたる提案をされたものであっても、年度ごとに審査を行うこととしており、その結果によっては、次年度以降への継続が認められない場合がある。

ウ 実施団体が開発機関の選定を行うに当たっては、以下の視点を踏まえること。

(ア) 選定に当たっては、別表1に示す参考事例を優先すること。

(イ) 開発の目的及び期待する成果が明確で、実用的製品化までの適切な事業計画が策定されていること。

(ウ) 支援機器の開発における想定ユーザーである障害者（例えば視覚障害者支援機器の場合それを利用する視覚障害者、以下「想定ユーザー」という。）、医療福祉専門職等のアドバイス等を得られる体制にあること。

- (エ) 想定ユーザーによるモニター評価を実施し、改良開発を繰り返すことで使い勝手が良く、適切な価格になるよう実用的製品化を進めること。
- (オ) モニター評価や改良開発に関し、医療福祉専門職等のアドバイス等を得ながら実用的製品化を進めること。
- (カ) 開発事業の遂行に当たり、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年度文部科学省・厚生労働省告示第3号）の研究に係る指針等を遵守し、モニター評価を行う前に、必ず開発機関及び福祉機器の倫理審査に精通している機関（日本生活支援工学会、協力大学等）における倫理審査を受けること。
- (キ) 過去に開催されたシーズ・ニーズマッチング交流会等により把握された障害者のニーズを踏まえた支援機器の開発であること。

### ③ 開発内容について

開発の趣旨に沿うものであっても、以下に該当する場合は、選定しないこと。

- ア 主たる目的である開発を開発者が実質的に行わず、第三者に外注・委託する場合
- イ 第三者に対する資金の交付が大部分を占める場合
- ウ 開発経費の大部分が備品費である場合
- エ 事業実施期間中に営利を目的とする行為を行うおそれがあると認められる場合  
(例) 事業実施期間中に、本事業の補助金において開発した試作機等を営利目的で販売する。
- オ 開発機関の財政状況が不適切と判断される場合

### ④ 開発機関における開発状況の報告等について

- ア 開発期間中、審査委員会により、進捗状況の確認を行うとともに、必要に応じて指導・助言を行うため報告会を開催するものであること。
- イ モニター評価の改良試作機作製等のための金型作製により、総合的に1台当たりの製作費用が少なくなる場合には、補助金を仮金型や本金型に当てることができるものとするが、それ以外の金型作製は対象としない。  
なお、金型作製を希望する開発者は、審査委員会に許可申請を行い、有効性を説明できる資料や試作機などを示し、実施団体を通じて厚生労働省の了承を得ること。
- ウ 開発機関は、開発の成果（モニター評価を含む）等を実施団体の指定する日までに、指定された方法で実施団体に提出すること。
- エ 開発の実施状況及び成果については、公開できる状態になり次第、速やかに開発事業者のホームページ等を通じて、その情報発信に努めること。  
なお、ホームページにおける公表にあたっては、補助金交付決定時（事業目的及び事業計画等）及び開発の完了後（事業の成果の概略）の2回以上にわたって、行うのが望ましいこと。

また、開発の成果は厚生労働省のホームページにおいても公開されるものであること。

オ 開発機関は、採択された開発テーマを実用的製品化する際は、厚生労働省まで報告すること。

また、実用的製品化するまでの間において、厚生労働省及び実施団体から問合せがあった際は、開発状況について速やかに報告すること。

カ 開発の結果又はその経過の全部若しくは一部について、新聞、書籍、雑誌等において発表を行う場合は、本事業の成果である旨を明らかにすること。

#### ⑤ デモンストレーションの実施について

ア 開発の成果が公開できる状態になり次第、デモンストレーションを行うよう努めること。その際、支援機器の操作を行う者は、想定ユーザーであることが望ましい。また、デモンストレーションの経費については、開発期間内であれば補助対象に含めて差し支えないこと。

イ 中間・事後評価のため、実施団体において、デモンストレーション又はプレゼンテーションを兼ねた報告会を行うこと。

### (2) シーズ・ニーズマッチング強化事業

#### ① シーズ・ニーズマッチング交流会等の開催

ア 当該交流会を企画する職員を1名以上配置すること。

イ シーズ・ニーズマッチング交流会の企画や運営等シーズ・ニーズマッチング強化事業に関して、ニーズを持つ障害当事者等の団体や支援機器に関する専門的知見を有する外部の委員により構成される「交流会企画委員会」を開催し、検討すること。

ウ 2日以上で開催期間の交流会を3ヶ所以上で開催すること。

エ 交流会には、開発側とユーザー側の関係者に加え、リハビリテーション専門職団体、福祉機器関連学会等、行政機関の関係者も参加するものとする。

オ 交流会においては、開発側とユーザー側が出会い、意見交換を行う場の提供、当該補助金の活用により開発された支援機器・試作品等の説明及びデモンストレーションを行うこと。

カ 交流会のテーマは、特定の分野に特化することなく、予め支援機器の開発ニーズを収集・分類した上で、複数のブースを設けたり、分野ごとに異なる会場で実施するなど工夫すること。

キ 交流会において、当該年度に当該事業で開発された機器(開発途中の機器を含む。)及びこれまでに当該事業で開発された機器の一般公開の場を設けること。その際、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室とも緊密に連携の上、実施すること。

ク 多くの企業、障害者等の参加が得られるよう、地方公共団体等とも連携しながら、交流会開催に関する広報活動を行うこと。

ケ その他、交流会の参加者等に対して支援機器に関するアンケート調査を実施し、その結果を広く周知する等、実用的製品化・普及に有用な情報の発信に努めること。

## ② 交流会開催後のフォローアップ

交流会の成果を着実に支援機器の開発につなげるため、以下の支援を行うコーディネーターを配置し、交流会開催後も開発事業者等の希望に応じて必要な支援を行う。

ア 定期的・継続的な開発側とユーザー側等との意見交換の場のコーディネート

イ 開発側やユーザー側からの相談対応

ウ 開発側に対する実証実験の場やモニター評価を行う障害者等の紹介

エ その他、支援機器の開発につなげるために必要な支援

## ③ 支援機器の活用や製品化の把握

障害者が使用するさまざまな支援機器について、その活用や製品化の状況を把握し、求められる支援機器の開発が効果的に行われるよう情報収集、発信などを行う。

## ④ その他、必要な取組

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室とも緊密に連携の上、必要に応じて、過去の障害者自立支援機器等開発促進事業で開発された機器やシーズ・ニーズマッチング強化事業のフォローアップ調査など支援機器の開発に関する検証等に取り組み、事業への適切な反映に努める。

## (3) 運営管理委員会の設置

本事業の適性かつ効果的な実施を図るため、厚生労働省が推薦する外部の有識者による「運営管理委員会」を設置し、事業全体についてPDCAによる事業管理を行うとともに、成果の可視化を行うこと。

## (4) 報告

① 実施団体は、厚生労働省と積極的に連携し、適宜、進捗状況等を報告するとともに、実施にあたって創意工夫の上、柔軟に対応すること。

② 実施団体は事業の成果報告書を取りまとめ、事業終了後1ヶ月以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに厚生労働省へ報告するとともに、その内容を公表するものとする。

※ なお、報告書冊子は、国立国会図書館にも納本を行うものであること。

#### 4 実施団体が補助金の交付を受けるに当たっての条件

##### (1) 補助基準額

161,933 千円以内とする。

##### (2) 補助率

① 定額（対象経費の 10/10 相当）

② 開発機関に対する補助は、対象経費の 2 / 3 とする。

ただし、次表のいずれかに該当する企業以外の者であって事業を営むもの（大企業）や発行済株式の総額又は出資の総額の「2分の1以上が同一の大企業の所有に属する」又は「3分の2以上が複数の大企業の所有に属する」事業者については対象経費の 1 / 2 とする。

※ 厚生労働大臣が必要と認めた額（対象経費の実支出額）を基準とする。

主たる事業として 営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数) (注1)
製造業、建設業、運輸業及びその 他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又 は航空機用タイヤ及びチュー ブ製造業並びに工業用ベル ト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理 サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員（解雇予告不要者）を含まない。

##### (3) 対象経費

① 実施団体に対する補助対象経費

事業の実施に必要な直接経費（賃金、謝金、備品費、消耗品費、雑役務費、借料及び損料、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、光熱水費）委託費並びに補助金とする。

なお、機械器具等の物品の購入費用は、原則として、リースが困難な事情又はリースでは著しく不経済となる事情を有する機器に限るものとする。また、パソコン等の汎用性の高い機器の購入費用については、原則、対象外とする。

② 開発機関に対する補助対象経費

支援機器の開発に必要な経費（賃金、謝金、備品費、消耗品費、雑役務費、借料及び損料、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費及び光熱水費）及び委託費とし、各項目の具体的な支出例は、次表のとおりである。経費の算出に当たっては、開発機関の内規等に基づくこと。なお、賃金及び謝金は、（別表3）単価基準額に基づくものとし、旅費は「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年四月三十日法律第百十四号）」に準ずるものとする。

	項目	具体的な支出例
直接経費	賃金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発に必要な資料整理作業等を行う者を日々雇用する経費（別表）単価基準額参照</li> <li>・支払い対象者について、法令に基づいて雇用者が負担する社会保険の保険料</li> </ul>
	謝金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発協力者（開発組織に属さない試験被験者やアドバイザー等）に対する謝礼（いずれも金銭、物品を問わない。）（別表）単価基準額参照</li> </ul>
	備品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点字プリンター等リースになじまない物品の購入経費（※パソコン等、OA機器の購入は補助対象外）</li> </ul>
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種事務用紙、文具の類、収入印紙、雑誌等、その性質が使用することによって消耗され、又は毀損しやすいもの、長期間の保存に適さない物品の購入費</li> <li>・市販ソフトウェア</li> </ul>
	雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発要素のない機械装置製作やソフトウェア作成等の委託費を除く外注費</li> <li>・銀行振込手数料、翻訳手数料、倫理審査受審料</li> <li>・開発を行うために必要な事務費等（施設整備費は補助対象外）</li> </ul>
	借料及び損料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場借上料、パソコン等の機械の借上料、設備損料</li> </ul>
	旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発のために行う国内の旅行経費（開発協力者に対する旅費を含む）</li> </ul>
	会議費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議用、式日用の茶菓代（弁当等の食事代は含まない）</li> </ul>
	通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便料、運搬料、電信電話料</li> </ul>
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書、パンフレット等の印刷、製本の経費</li> </ul>
	光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気使用料、ガス使用料、水道使用料等及びこれらの使用に伴う計器類の使用料</li> <li>・自動車等の燃料の購入費</li> </ul>
	委託費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品の設計や作製など開発の主要部分を外部に委託する経費（原則として、直接経費の1/5以内とする）</li> </ul>

### ③ 開発機関に対して補助できない経費

補助金は、当該開発計画を遂行する上で必要な一定の開発組織、開発用施設及び設備等の基盤的开发条件が最低限確保されている民間企業を対象としているため、次のような経費は、直接経費及び委託費(以下「直接経費等」という。)として申請することはできないので十分留意すること。

#### (ア) 開発機関の構成員の賃金

当該事業は開発組織の本来業務として実施されている開発に対して助成を行うものであることから、従前から開発組織の構成員であった者の賃金は申請できない。

#### (イ) 建物等施設に関する経費

ただし、補助金により購入した設備備品を導入することにより必要となる据え付け費及び調整費を除く。

#### (ウ) 開発を補助する者に対する退職金、ボーナス

#### (エ) 机、椅子、パソコン等開発者若しくは開発者の所属機関で通常備えるべき設備備品を購入するための経費

#### (オ) 開発中に発生した事故又は災害の処理のための経費(被験者に健康被害が生じ補償を要する場合に当該補償を行うために必要な保険(当該開発計画に位置づけられたものに限る。)の保険料を除く。)

#### (カ) 開発に関連のない通信運搬費、光熱水費

開発機関が行っている、当該事業とは別の業務に係る通信運搬費や光熱水費。これらの経費を補助する場合には当該事業とその他事業との切り分け方についての説明を添付すること。

#### (キ) その他開発に関連性のない経費

## 5 提出書類

以下、(1)～(3)の書類については、正本1部、副本5部を提出すること。

※各応募書類の最後に記載されている、作成上の留意事項をよく読んで記載すること。

### (1) 障害者自立支援機器等開発促進事業の実施に係る次の書類

ア 平成29年度障害者自立支援機器等開発促進事業への応募について(別紙1)

イ 事業実施計画書(別紙2)

ウ 事業の実施体制(別紙3)

エ 所要額内訳書(別紙4)

オ 事業実施スケジュール表(年間)(別紙5)

カ 人件費、報償費及び旅費の支給基準（法人の内規）（様式なし）

（2）法人の概要、活動状況に係る次の書類

ア 定款又は寄附行為（様式なし）

イ 役員名簿（別紙6）

ウ 法人の概況書（別紙7）

エ 理事会等で承認を得た直近の事業実績報告書

※ 冊子による提出は不可。（分量が多い場合は、法人の事業実績等を記した主要部分の抜粋のみで可）

（3）法人の経理状況に係る次の書類

ア 理事会等で承認を得た直近の収入支出予算書抄本（様式なし）

イ 理事会等で承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録）、監事等による監査結果報告書（写）（様式なし）

※ 経費の内訳の積算根拠についても必ず併せて提出すること。

6 提出期限

平成29年3月13日（月）必着（持参の場合も同様）

※ 原則は郵送によること。なお、やむを得ず持参する場合は、持参する前日までに、下記「電子媒体送付先アドレス」宛に氏名、所属組織名、電話番号を入力したメールを必ず送付すること。

※ 提出期限を超過して届いた応募書類については受け付けないので、提出期限を厳守すること。また、提出した書類は返却しないものとする。

7 提出方法

（1）提出書類の送付先は、次の通りとする。

＜提出書類の送付先＞

郵便番号 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室社会参加支援係（支援機器担当）宛

※封筒表面に、赤字で「平成29年度障害者自立支援機器等開発促進事業 応募書類在中」と記載のこと。

（2）提出書類については、書類の郵送等と併せて、必ず電子媒体（ファイル名を「平成

29年度応募書類（団体名）（書類名）」とすること）を下記アドレス宛に送付すること。なお、送付するメールの表題に「（団体名）障害者自立支援機器等開発促進事業応募について」と入れること。

また、積算根拠の資料についても、応募書類と併せてメールでも送付すること。

なお、郵送書類もしくは当該メールのいずれかが「6」の提出期限までに届いていない場合には、応募を受け付けないので、留意すること。

<電子媒体送付先アドレス>

[syougaikiki@mhlw.go.jp](mailto:syougaikiki@mhlw.go.jp)

#### 8 採択方法

応募については、評価検討会における評価を踏まえて、厚生労働省が採択又は不採択を決定する。

#### 9 その他

その他関連事項については、別途定める実施要綱や交付要綱によるものとする。

#### 10 本事業に係る照会先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

峰・小林 電話：03-5253-1111（内線3088、3071）

(別表 1)

開発対象テーマ

番号	テーマ名称
1	肢体不自由者の日常生活支援機器
2	視覚障害者の日常生活支援機器
3	聴覚障害者の日常生活支援機器
4	盲ろう者の日常生活支援機器
5	難病患者等の日常生活支援機器
6	障害者の就労を支援する機器（平成 29 年度新規）
7	障害者のコミュニケーションを支援する機器
8	障害者のレクリエーション活動を支援する機器
9	障害児の生活を豊かにするための支援機器
10	ロボット技術を活用した障害者向け支援機器
11	脳科学の成果（研究段階のものを除く）を応用した支援機器
12	その他

## 平成29年度障害者自立支援機器等開発促進事業

### 開発対象テーマとニーズの参考事例

※これらの参考事例は、(公財)テクノエイド協会の「福祉用具ニーズ情報収集・提供システム」及び障害者自立支援機器に関するニーズ集に寄せられた障害当事者等のニーズを基に整理したものである。

※ここに記載のない事例についても対象となりうる。

#### 1. 肢体不自由者の日常生活支援機器

##### ○参考事例

##### ①宿泊施設や住宅で自らコントロールできる入浴支援機器

(洗い場から気軽に安心して浴槽に入ることを支援する)

##### ②宿泊施設用の簡易リフト

(軽量で分解・組立が容易、100kgまでのユーザが利用可能、1度の充電で2・3泊は対応可能または宿泊先で充電可能)

##### ③車椅子等に装着できる(ロボット)アーム

(本・雑誌の把持、帽子・マフラーの着脱、水・薬の飲食、落ちた物を拾う、高い所への収納などを支援、または携帯電話を利用する際にベッドや車椅子などどこでも容易に装着可能)

##### ④車椅子利用者の乗車を自立支援する機器

(障害のあるドライバーの乗車支援、車椅子の車載収納支援(自動車の屋根でなく簡易に取りつけられ、特別な改造を要しないもの)、車椅子に装着または携帯可能なバス・電車など公的交通機関への乗降支援装置)

##### ⑤安全で使い勝手の良い電動車椅子

(障害物衝突防止などの機能がついており小回り性や操作性が良いもの、座席が常に水平に保たれるもの、後付けで電動ティルト機構が装着できる装置)

##### ⑥立てなくても計れる体重計

(電動リフトで計れるようにしたものや座ったまま計れるものなど)

##### ⑦軽量でコンパクトな電動車椅子

(乗用車への積み下ろしが容易、重さ10kg以下、時速6km、走行時間5時間以上)

##### ⑧車椅子装着可能な酸素ボンベの積み下ろしが容易な機器

##### ⑨コンパクトな椅子型の全方向移動機器

##### ⑩移乗機能や昇降機能付きのコンパクトな車椅子や電動車椅子

(トイレでの起立を補助できる車椅子、ベッドから移乗できる移乗台付昇降電動車椅子、または移乗リフト付電動車椅子)

##### ⑪自走するキャリーバックやトレイ

(リモコン式、住宅内まで想定、配下膳や重い食料品などの荷物の運搬等に使用)

##### ⑫ロフトランドクラッチに代わる軽量で人間工学的に安全な杖

(階段昇降時に手すりが掴めない/バスに乗るとき片手で2つを持つことができない/転倒時に手から杖が外れず地面に手がつけられないために頭部や顔を強打してしまう、といった問題を改善するもの、車椅子に積んでいて外れたり人と接触したりしないように折りたたむなどの工夫、親指の付け根が痛くならないような工夫)

##### ⑬歩行を支援する機器

(左右別々に持ち手の高さ調整が可能で倒れにくく操作性の良い歩行器、一般の住環境で姿勢やバランスの悪化した人を支持できる体幹支持歩行器)

##### ⑭人工呼吸器を設置して移動しやすい機器

(一般の住環境で手軽に移動できる人工呼吸器・加湿器・吸引器が乗る歩行器兼ワゴン、目標価格3~5万円)

⑮小型の移乗補助機器

(ベッドサイドやトイレで使用できる小型のもの、立位補助の機能も付加)

⑯透明なプラスチック製下肢装具

⑰蒸れず、冷やっとなし義肢のソケット

⑱通気・放熱機能のある熱がこもりにくい座位保持装置

⑲多機能な車椅子

(車椅子の幅や座面の高さを調整できるもの、積雪や悪路でも走行可能なもの、地面の凹凸を軽減するもの、車酔い防止の機能があるもの、タイヤを屋内外で簡単に交換できるものなど)

⑳日本家屋の階段で使える小型の自走式階段昇降機

㉑体重の重い者に対応した電動車椅子や車椅子

㉒片手でも簡単にスマートフォンが操作できる機器

㉓洗濯物が容易に干せる機器(極力腕を伸ばさず力を用いずに使用できるもの)

㉔自動車の携帯用手動運転装置(軽量かつ容易に操作が可能なもの)

㉕家の玄関ドアを音声で操作できる機器

## 2. 視覚障害者の日常生活支援機器

### ○参考事例

①音声や触覚情報で操作できる調理器具や生活用品

②電子点字図書・薄状(B5程度)の点字ディスプレイ

③家電製品を音声などで操作できる共通リモコン

④歩行を支援する機器

(音声などによる歩行誘導、顔の高さの障害物検知、横断歩道で信号の赤青の教示、角・段差・障害物の情報提示、眼鏡等につけて危険を知らせるなど)

⑤夜盲を改善する暗視眼鏡

⑥既存のものより高性能の携帯拡大読書器・電子ルーペ・読み取り装置

(色の識別や手書き文字の認識率が高いものなど)

⑦低価格で操作性の良いリモートアクセスでも使えるスクリーンリーダー

⑧位置情報・施設内情報案内を支援する機器

(音声・点字情報で情報提供する)

⑨受信した際に音声読み上げをするFAX

⑩大量印刷が可能な早くて正確な点字プリンタ

## 3. 聴覚障害者の日常生活支援機器

### ○参考事例

①モバイル型の遠隔情報保障機器

②家庭内での報知音等を情報保障する機器(赤ちゃんの泣き声、就寝中の音なども含む)

③環境音を光や文字・手話に視覚化する機器(緊急自動車等の接近を含む)

④音声認識し文字表示する眼鏡タイプ等の携帯可能な支援機器

⑤携帯型の補聴援助機器(音楽を聞きやすくする補聴システムを含む)

⑥補聴器がハウリングしていることを知らせる支援機器

⑦難聴の聞こえやコミュニケーションを疑似体験できて支援につながる機器

⑧公共交通機関での情報を保障する機器(行き先や緊急時情報など)

- ⑨すべてのテレビ番組を字幕化する装置
- ⑩会話内容をイラスト化したり図に変換する機器
- ⑪スポーツ中でもコミュニケーション可能な情報支援機器
- ⑫要約機能を持った文字変換装置
- ⑬音声字幕化される腕時計やメガネ型のウェアラブル端末

#### 4. 盲ろう者の日常生活支援機器

##### ○参考事例

- ①音声認識技術を使った点字（携帯）電話  
（先方の話者の音声を点字で表示できる携帯可能な点字表示する電話、聞こえないが話すことのできる盲ろう者用）
- ②盲ろう者に使いやすい数値情報を知らせしてくれる機器  
（体温計、血圧計、体重計、腕時計、銀行のATM、デジタル放送など）
- ③信号の色や音響信号を認識するなど横断歩道を安全に渡るための機器
- ④手話や指文字をその場で音声に変換する機器
- ⑤移動を自動的かつ安全に誘導する機器
- ⑥カラオケの歌詞や伴奏を点字に変換する機器
- ⑦外部メモリーに保存可能な点字ディスプレイ

#### 5. 難病患者等の日常生活支援機器

##### ○参考事例

- ①色素性乾皮症（XP）患者のための紫外線対策用品（紫外線防護服など）
  - ②パーキンソン病患者等の歩行リズムを連続的に提示する出力装置付き歩行器
  - ③気道・食道分離術後の食事動作を自立する機器
  - ④振せんを減衰することができる用具（化粧時や食事時など）
  - ⑤ALS患者など進行性疾患を有する難病患者の動作をサポートする用具
  - ⑥座位保持が困難な難病患者等の排泄をサポートする用具
  - ⑦寝ている姿勢のパターンを記憶して体の動きに合わせる電動ベッド
- ※ その他、各分野の参考事例を参考にすること。

#### 6. 障害者の就労を支援する機器

##### ○参考事例

- ①パソコン作業に活用でき操作が容易な各種支援ソフト  
（社内の独自システムなど従来は読み上げが難しいものも含めて職場で使用する全てのソフトに対応し文字情報以外の情報も読み上げるソフト、読上げソフトなど他の支援ソフトを併用してもパソコンへの負荷が少ない画面拡大（色調変更、強調）ソフト、読上げソフトへの対応が難しいソフトにアドオンすることで読上げ対応ができるソフト、飾り文字・手書き・表・グラフなど従来難しかったものも認識対応できるOCRソフト）
- ②安価でOCR機能付きの拡大読書器  
（パソコンとの連動にて文書管理可能な据置型拡大読書器、携帯型拡大読書器）
- ③操作が容易で軽量な点字・点図ディスプレイ  
（社内の独自システムなど従来は読み上げが難しいものも含めて職場で使用する全てのソフトに対応す

る点字ディスプレイ、安価で精細な点図ディスプレイ)

- ④音声認識技術を活用したコミュニケーション・情報保障を支援する機器  
(使い勝手がよくセキュリティが確保され使い手を選ばない高い認識率のマイク、音声認識と併用できる補聴システムや難聴用スピーカー、音声認識電話など)
- ⑤手話認識・翻訳機器 (ソフト)
- ⑥工場・多層階ビルなど広い範囲で使用できる携帯型受信機の信号装置
- ⑦過敏 (聴覚・視覚など) がある方が落ち着いて仕事ができる簡易作業スペースキット
- ⑧知覚障害等があっても容易に使用できるパソコン入力装置
- ⑨事務・工場での作業などに簡便に使用できる安価な就労 (作業) 支援ロボット
- ⑩災害時避難用機器 (階段昇降可能な車椅子など)
- ⑪コンパクトで職場での移動が容易な座面高の調整ができる椅子型車椅子
- ⑫さまざまな支援アプリなどをインストールでき就労環境に適した安価なタブレット端末  
(情報セキュリティ、堅牢性、耐久性、必要最小限の機能など)

## 7. 障害者のコミュニケーションを支援する機器

### ○参考事例

- ①言語障害者の会話を補助する携帯機器  
(人間味のある声で音声合成を行うもの)
- ②重度障害者用の各種スイッチ  
(微小運動機能を利用するもの、不随意運動から随意運動を分離できるもの、眼球運動や視線を画像でとらえる工夫)
- ③「ことば」によらないコミュニケーション支援機器  
(シンボル・絵カードなど文字を介さないもので、失語症に対応できるものや認知症合併に対応できるもの)
- ④自閉症児・者向け知育アプリ
- ⑤斬新でユニークな方法を用いて何らかの人間関係性が開発・維持・発展できるもの
- ⑥緊急的・一般的な内容が伝わるコール
- ⑦小児・学童用の発達対応型意思伝達装置  
(学習から大学受験にも対応できるもの、カスタマイズが容易にできるもの、学習機能を有するもの)
- ⑧パソコンの関連機器  
(外部スイッチで立ち上げることができるもの、眼球運動等を利用し画面上のカーソル移動が格段に容易になるもの、接続が簡単で介護者にやさしい意思伝達装置、視線操作・入力による IT 支援、筆先や指先の動きから文字を判読するソフトなど)
- ⑨病期を通して使用できるコミュニケーション支援機器  
(病初期はタッチパネルの操作、進行に従いスイッチで操作できるもの)
- ⑩人間味のあるコミュニケーションを支援する機器  
(うなずきや返事の応答など会話が可能な愛玩具となる装置、人の声やゼスチャーなどを意思伝達に加える工夫、構音障害の方の音声認識、口の形の変化から意図する文字を読み取るもの、絵や図で表現する装置など)
- ⑪高次脳機能障害などがある人のコミュニケーション・情報取得を支援する機器  
(時間・スケジュール管理、服薬管理、簡易メモなどの記憶支援、外出時の経路支援、長文の分節化、トラブル時の動き方などを音声でガイドする装置など)

## 8. 障害者のレクリエーション活動を支援する機器

### ○参考事例

#### ①肢体障害者向けレクリエーション用機器

(片手で操作できる釣り道具、旅行で使える褥瘡予防のための折りたたみ式エアーマット、リフターなど)

#### ②視覚障害者向けレクリエーション用機器

(点字・拡大文字カラオケの改良)

#### ③聴覚障害者向けレクリエーション用機器

#### ④障害者と健常者がともに楽しめるエンターテインメントシステムの開発

## 9. 障害児の生活を豊かにする支援機器

### ○参考事例

#### ①障害児の自立移動を支援する機器

(歩行や自立移動が困難な児童の成長段階に適合するもの、装着が簡単で強度があるもの、ソフトな素材で児童の体にフィットするもの)

#### ②障害児の排泄や生理動作の自立を支援する機器

#### ③障害児のコミュニケーションの自立を支援する機器

#### ④障害児向け軽量コンパクトで姿勢調節可能な姿勢保持装置やクッション

#### ⑤障害児向け熱が籠らない座位保持装置やクッション

#### ⑥障害児向け自動車や車椅子あるいはバギーに乗せられる姿勢保持装置

#### ⑦障害児向けレクリエーション用機器

#### ⑧障害児の移乗動作の自立を支援する機器

#### ⑨障害児の感覚統合を支援する機器

#### ⑩障害児の運動や活動を支援する機器

#### ⑪小児・学童用の発達対応型意思伝達装置

(学習から受験にも対応できるもの、カスタマイズが容易にできるもの、学習機能を有するもの)

#### ⑫障害児の学習環境を改善する機器

## 10. ロボット技術を活用した障害者向け支援機器

### ○参考事例

#### ①量産が可能な筋電義手

#### ②多動などの行動障害のある方の見守り支援機器

#### ③お風呂と洗い場の高さを容易に解消する機器

## 11. 脳科学の成果（研究段階のものを除く）を応用した支援機器

### ○参考事例

#### ①脳波等の生体現象を利用した意思伝達支援機器

#### ②脳波等その他の手段を利用した重度障害者用のスイッチ

12. その他
---------

上記 1～10 に該当しないが、障害者の要望が高く、かつ普及しやすい妥当な価格で供給可能なもの
---

（注）応募書類に記すテーマ番号は、上記の「1」から「12」のテーマ番号を必ず明記し、開発の目的と、成果となる製品がわかるような開発タイトルとすること。

### 単価基準額

#### ○賃金

1日（8時間）当たり8,300円を基準とし、雇用者が負担する保険料は別に支出する。

（注）1 一日において8時間に満たない時間又は8時間を超えた時間で賃金を支出する場合には、1時間当たり1,030円で計算するものとする。

2 上記基準によらない場合は、その理由及び積算根拠となる資料を応募の際に評価検討会に提出し、承認を得ること。

#### ○謝金

	1回当たり 1,000円程度	
モニター評価試験等のための開発協力	モニター評価試験、アンケート記入など開発協力謝金については、協力内容（拘束時間等）を勘案し、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。なお、謝品として代用することも可（その場合は消耗品費として計上すること）。	
講演、討論等開発遂行のうえで学会権威者等を招聘する場合	教授級以上または相当者	時間給 8,100円
	准教授級以上または相当者	時間給 6,200円
	講師級以上または相当者	時間給 5,300円
定型的な用務を依頼する場合	医師又は相当者	日給 14,100円
	大学（短大含む）卒業者又は専門技術を有する者及び担当者	日給 7,800円
	開発補助者	日給 6,600円